



報道機関 各位

学校給食費等における徴収事務の移管について

これまで学校が担っていた学校給食費の徴収事務について、令和6年度より教育委員会に事務移管し、一元管理を実施します。また、スポーツ振興センター負担金についても併せて移管を行います。

記

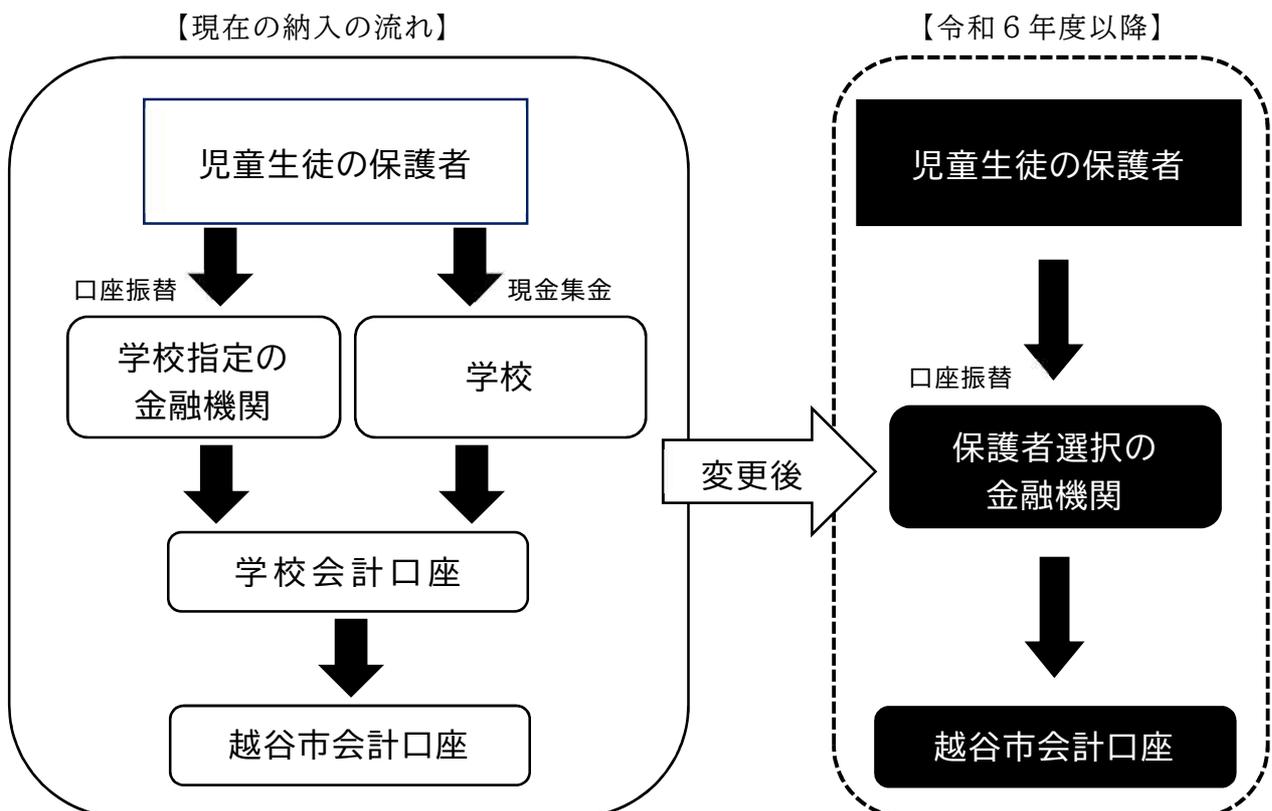
1 対象種目

- (1)学校給食費(所管:教育委員会学校教育部給食課)
- (2)日本スポーツ振興センター負担金(所管:教育委員会学校教育部学務課)

2 国の動向と当市での取扱い

2019年1月の中央教育審議会の答申にて、「学校における働き方改革」の具体的方策の一つとして、学校給食費の取扱いについては公会計とすること及び地方公共団体による徴収を基本とすることが提言されました。

本市においては、この2つの提言事項のうち、従前より公会計として取扱ってきたものの、徴収事務については学校が担っていたことから、今回、徴収事務を教育委員会へ移管するものです。



### 3 主な変更内容

- (1)【納付先の変更】 学校 から 市へ
- (2)【納付方法の変更】 口座振替・現金集金 から 原則口座振替<sup>\*1</sup>へ
- (3)【金融機関の多様化】 学校指定の金融機関 から 保護者選択の金融機関へ
- (4)【納期限等の統一】 学校ごとに指定する日 から 市が指定する日へ

\*1 口座振替を原則とします。口座振替を利用しない特段の事情がある場合は本市公金取扱い金融機関窓口又は北部・南部出張所にてご納付いただける納付書を発行します。（納付書のコンビニ払い、各種Pay払い等のご利用いただけません。）

### 4 取扱金融機関について

越谷市公金を取扱う22の金融機関から保護者が任意に選択できるようになりますので、各ご家庭のメインバンクがご利用いただけます。

《取扱金融機関（R5.4.1時点）》

- ・埼玉りそな銀行 ・群馬銀行 ・東和銀行 ・青木信用金庫 ・越谷市農業協同組合
- ・みずほ銀行 ・足利銀行 ・栃木銀行 ・東京東信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・三菱UFJ銀行 ・常陽銀行 ・東日本銀行 ・足立成和信用金庫
- ・三井住友銀行 ・武蔵野銀行 ・埼玉縣信用金庫 ・城北信用金庫
- ・りそな銀行 ・千葉銀行 ・川口信用金庫 ・中央労働金庫

### 5 納期限（振替日）及び振替スケジュールについて

- (1)学校給食費：毎年4月・8月を除く各月末日の10回払い\*

\*5月末日に4・5月分、9月末に8・9月分を振替

- (2)日本スポーツ振興センター負担金：毎年6月末日

### 6 口座振替手数料について

振替手数料はかかりません。

### 7 今後のスケジュール

令和5年10月以降、移管準備として小学1年生から中学2年生及び年長児童（令和6年度小学校入学予定者）へ口座振替依頼書の提出を依頼し、年度末までに金融機関、本市の両システムへの登録を行います。なお、口座振替依頼書の提出に応じていただけない方については、金融機関窓口での納付書払いとなります。

#### 【本件にかかる問い合わせ】

越谷市教育委員会 学校教育部

- (学校給食費) 給食課長 中野 聡 048-963-9293
- (日本スポーツ振興センター負担金) 学務課長 磯山 貴則 048-963-9294